

くる。ああ、無限の音量が欲しい。疲れを知らぬ体力が欲しい。私は曇降る海岸の講演旅行に、幾度それを思った事だろう。

だが、時折、手紙をくれる沢山の若い若い友びとよ。

私は返事を書くことすら少い失礼を忘却しながら、諸君の友情に蔭では涙に濡れて感激に燃えているのだ。

×

×

物質だけが全目的のような現在、心の糧を南京虫ほどにも思わぬ近代人、宗教が職業としてだけ存在しているような現在、私は世の人のために、私の全頁を捧げたい。役に立ちたい。同じ志を有つ人々と俱に働きたい。

汚れを知らぬ若き人々よ。

希望に燃え、勇氣に満ちている諸君よ、

汚れに染んだ人よ、

罪に泣く友よ、

私も汚れた弱い人間である。

汚れがあるから、罪を識るから

光りを求め、愛を求めろのだ。

病なき者は医者への助けを求めずと、まことに私達は混濁の人の世に生れたことを神に感謝しよう。

区の事務と事業のあり方

永 久 保 新 蔵

(大田区議会議長)

特別区制の施行以来、大都市行政たる都政の二段階構造の中で幾多の問題が提起され、特別区行政のむづかしさを経験し、より住民への奉仕をとという地方行政の本質を日夜当事者として歩んで来たのであるが、今後の特別区行政の運営を考えると、議会運営に相当の苦難が予想されるのである。自治権の拡充より自治権の擁護へと移行して来たその経過を考えると、特別区誕生以来法の改正をその中にはさんで、現在まで、都区間、区相互間のいろいろの問題は、住民と一番密接な関係にある私どもにとっては必ずしも満足の出来るものばかりではなく、現行制度ではどうにもならぬある一種の齟齬さとなって処理された事件が数多くあるのである。

現在、地方自治の精神に沿っていかに種々の問題を解決、処理すべきかを、私ども関係当事者としての努力にもかかわらず、都区間

区相互間の問題は遅々として進歩をみせぬような印象をあたえ、またその通り区民の自治意識は一步步々後退するの無理ない状態におかれてきているのではあるまいか。

今ここで、特別区制施行当時の日本における民主的大都市行政のテストケースともみられる出発時期、また法改正時を云々することは言を憚るが、現行の都区間の制度は、東京都と二十三特別区の一体性という言葉ばかりが重くのしかかり、本旨である住民自治、住民の福祉すなわち住民の生活安定への寄与という大切な面においては、特別区行政はその技術においても現在行きづまりにきていることは否めぬ事実である。

勿論都と区は一体不可分であり、共に生成発展し大都市行政を民主的かつ能率的に運営していくための構造ではあるが、その構造上の機能は住民の福祉を中心とした適正な事務

の配分とそれを裏づける財源の確保、責任の自覚明確化において發揮されるものである。

では現在住民と一番近い、いわゆる都行政の窓口でもある区の窓口はどうであろうか。

具体的に列挙するまでもなく、事務の大部分が各種委任事務であり、一番必要とされる福祉事務、環境衛生事務等、住民の生活向上に寄与すべき事務事業は皆無の状態である。

議会が開かれ各委員会に付託される住民からの請願、陳情等は、年々増加の一途にあるが、その中には当然区において処理さるべき事件と住民は思い、墨痕鮮やかに記された請願、陳情書に含まれている意味内容が住民にとってはなんとも複雑な行政機構のため、都の所管とか区の事務とか、都と区の関係、また都区財政調整で財源措置というものとか、いちいち説明しているときの気持ちは度々味わわされることで、その度に都区行政の不合理さ、区民意識の低調さをつくり出す原因をまざまざとみせつけられるのである。

この場合、能率的に処理されるべき単純素朴な住民の要望は、現行の特別区にあっては悲劇となって現出してくるのである。マンモス都政といわれる言葉の皮肉の意味も、住民

からみればそこに大きな原因が潜んでいるのではないかと考えられる。

区としては都と区の有機的一体性を重んじ、その大都市行政の発展の根本的問題である住民の福祉のため、また具体的な民主的、能率的な地方行政執行のため、区の窓口を住民の立場に立つてもっと明瞭にさせるべきであると考えるのである。

住民との一番近接、密着した立場にある区の窓口を、住民が一番のぞんでいる福祉事務、環境衛生事務事業に関しては何ら住民に応じられぬ立場におかれているのでは、まさに区の立場は住民からみれば不具の立場であり、その存在すら疑われることは無理ない一面の要素は含まれていると思う。極言するならば、区の事務事業の内容の中樞は、福祉、土木、環境衛生、教育関係の事務につきる。

民主的、能率的な事務処理のためにも、区の窓口は住民一般の役所との関係ある事件について満足させられるのが地方行政の具体的な根本的使命であり、それが住民の最大の利益でもあると考えるのである。

それでは、どういう事務配分、すなわち都と特別区との間における民主的かつ能率的な

行政を具現するためには、具体的にどうすればよいかということである。

この問題に関しては、二十三区議長会、区長会等において熟を帯びて論じられており、その内容については、種々の雑誌等によって明らかにされているところであるが、その内容は特別区の事務事業の充実にあるのであり、都において処理するに適しない福祉事業を中心とした住民とのつながりの多い事務事業は、区において処理した方が地方自治の本旨に沿うものであるということである。

事務配分の適正な合理化には、それに伴う財源の裏付けである税法系の改善等複雑困難な問題が山積してはいるが、都区の有機的一体性を必要とする行政の中において大都市の発展を期するためには、どうしても現行制度の改善は必要にして急務である。

都は、住民とのつながりの多い事務事業は現場である区におろすべきであり、一貫集中処理しなければならぬものだけを処理することによって都政の本質もあらわれてくるであろうし、区相互間のバランスのとれた行政はたえず緊密な連絡と自省とによって自ら調整達成されていくであろう。